**新築された日から10年以上を経過した住宅のうち、令和6年3月31日までに一定のバリアフリー改修工事が完了したものについて、申告により固定資産税が減額されます。**

**１．要　件**

（１）新築された日から10年以上を経過した戸建て住宅、マンション等の区分所有家屋であること。（**賃貸住宅は対象となりません。**ただし、賃貸住宅の所有者自らが居住する部分であれば対象となります。）

※改修後の**住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下**であることが必要です。

※併用住宅の場合（店舗部分と居宅部分が一棟の家屋にあるなど）、**居住部分の床面積が家屋全体の床面積の2分の1以上あることが必要**です。

（２）次のいずれかの者が**居住する住宅**であること。

①65歳以上の方

②要介護認定又は要支援認定を受けている方

③障害者の方

　（①については工事完了の翌年の1月1日が年齢判定基準日、②・③に該当するかの判断基準日は申告の日となります。）

（３）当該バリアフリー改修工事（下記①～⑧のいずれかに該当する工事）が令和6年3月31日までに行われていること。

①廊下の拡幅　　　　　　　⑤手すりの設置

②階段の勾配の緩和　　　　⑥屋内の段差の解消

③浴室の改良　　　　　　　⑦引き戸への取替え工事

④トイレの改良　　　　　　⑧床表面の滑り止め化

（４）介護保険制度などを利用して、国や地方公共団体からの助成や給付を受けている場合は、その金額を改修工事費から控除し、自己負担額が50万円を超えていること。

　**２．減額範囲**

住宅一戸当たり100㎡を上限として、住宅に係る固定資産税額の3分の1が減額されます。

**３．減額期間**

工事が完了した年の翌年度1年分。

※耐震改修特例の対象となっている年度には減額は適用されません。

※省エネ改修による減額と併せての減額適用が可能です。

**４．申告期限**

改修工事終了後、**３ヶ月以内**に市役所まで申告書と必要添付書類を提出して下さい。

提出先及びお問い合わせ

市民部課税課家屋係　市役所１階（７番窓口）

　電話042-378-2111　内線162・163

**５．必要添付書類**

　（１）改修工事に係る明細書の写し（工事の内容、費用が確認できるもの）

例：工事明細書・領収書・写真等の関係書類

　（２）補助金等の明細の写し（改修工事の費用に充てるための国又は地方公共団体の補助

　　　　額が確認できるもの）

　（３）居住者の要件に応じた書類

例：65歳以上の方→住民票

　　　要介護認定又は要支援認定を受けている方→介護保険被保険者証の写し

障害者の方→障害者手帳等の写し

　（４）申告の日に、対象家屋に居住していることが確認できる住民票

　（５）改修工事が行われた箇所を撮影した写真(写真がない場合、実際に工事箇所を確認する現場確認がございます。)

※その他、必要に応じて現場確認がある場合があります。

**６．その他**

　　　　申告書には、マイナンバー（個人番号又は法人番号）の記載が必要です。また、個人番号を記載した申告書をご提出いただく際には、本人確認（番号確認、身元確認及び代理権確認）を実施させていただきます。別添「本人確認措置のお知らせ」をご参照の上、ご協力をお願いいたします。

**[チェック表]**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  | 必要書類 | チェック欄 |
| ① |  | 工事終了後、3ヶ月以内ですか。 |  |  |
| ② |  | 併用住宅の場合→居住部分の床面積が家屋全体の床面積の2分の1以上ですか。 |  |  |
| ③ |  | 固定資産税減額申告書の記入は済んでいますか。 | バリアフリー改修に伴う固定資産税減額申告書 |  |
| ④ |  | 新築された日から10年以上を経過した住宅ですか。(賃貸住宅は不可) |  |  |
| ⑤ | 居住者の要件に応じたいずれかの書類 | 対象家屋に居住する65歳以上の方 | 住民票 |  |
| 対象家屋に居住する要介護認定又は要支援認定を受けている方 | 介護保険被保険者証の写しと住民票 |
| 対象家屋に居住する障害者の方 | 障害者手帳等の写しと住民票 |
| ⑥ |  | 工事内容廊下の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室の改良、トイレの改良、手すりの設置、屋内の段差の解消、引き戸への取替え工事、床表面の滑り止め化のいずれかに該当する工事ですか。 | 改修工事に係る明細書の写し(工事明細書・領収書・写真等の関係書類、補助金の明細書) |  |
| 改修工事費用が50万円超ですか。（補助額を除く自己負担額） |

＊必要書類は全てそろってますでしょうか。書類や要件等のご確認に活用下さい。